

薬生副発0322第1号
平成28年3月22日

都道府県 保健所設置市 特別区	衛生主管部（局）長 殿
	民生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
(公 印 省 略)

血友病薬害被害者手帳について（周知依頼）

平素より、薬害被害者の支援について、多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

血友病治療のために使用していた血液凝固因子製剤によりHIVに感染し、健康被害を被った方々（血友病薬害被害者）につきましては、HIV訴訟の和解から20年が経過する中で、医療面のみならず、福祉等の生活面を含め、新たな困難が生じています。

これを踏まえ、厚生労働省では、血友病薬害被害者が各種公的サービスを適切に利用することができるよう、別添の内容で血友病薬害被害者手帳を作成し、手帳の送付を希望される方に対して順次発送しています。また、厚生労働省ホームページ（下記参照）にも掲載いたしました。

貴職におかれましては、担当職員及び貴管内医療機関等関係機関において、被害者救済のために行われている各種施策について改めてご理解いただき、円滑に業務が遂行されるよう、手帳の内容について周知いただくとともに、血友病薬害被害者から問い合わせ等があった場合には、必要に応じて関係部局とも連携の上、適切に対応いただくようお願いいたします。

（厚生労働省ホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/topics/tp160302-01.html

（本通知に関する照会先）
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室
（直通）03-3595-2400

